

フィブリノゲン製剤の投与事実が判明していない
医療機関向け

平成22年8月18日

各医療機関の長 殿

厚生労働省医薬食品局血液対策課

フィブリノゲン製剤投与に係る診療録等の精査のお願い
(協力依頼)

日頃から、厚生労働行政に多大な御協力をいただき、ありがとうございます。

また、平成19年11月7日及び平成21年1月16日に依頼させていただいたフィブリノゲン製剤を投与された元患者の方々に対する情報提供や診療録等の保管状況に関する調査への御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省では、フィブリノゲン製剤を投与された元患者の方へのお知らせを進めるため、平成20年度に独立行政法人国立病院機構の46医療機関への訪問調査を行ったの
に続き、医療機関における確認作業の実態等を把握するため、平成21年度に15医療機
関に対し訪問調査を実施し、その結果について、本年5月20日に公表いたしました。
つきましては、貴医療機関における確認作業の御参考にさせていただきたく、別添のとおり送付させていただきます。

先の訪問調査においては、7医療機関で、フィブリノゲン製剤が使用されることの多い特定の診療科やフィブリノゲン製剤の納入が確認された診療年に対象を絞るなどして、診療録の記録の網羅的な精査が行われていたほか、診療録とは別に保管されていた手術記録や分娩記録等からフィブリノゲン製剤の投与が疑われる診療録を絞って精査することにより投与の事実が確認されていました。

ついては、貴医療機関におかれまして、平成6年以前の診療録等、特に医局や手術室の棚等に診療録とは別に保管されている手術記録等がないか改めて御確認いただき、新たな記録が判明した場合には、調査票Aに御記入の上、FAX又は郵送にて御連絡いただきますようお願い申し上げます。

また、これらの記録を精査して、投与の事実が確認された場合には、元患者又は御遺族の方にお知らせいただくとともに、その結果を調査票Aに御記入の上、FAX又は郵送にて当方に御連絡いただきますよう、改めてお願い申し上げます。

加えて、元患者の方及び御遺族の方にとりましては、診療録等のフィブリノゲン製剤の投与に関する記録は、肝炎の早期発見・早期治療や特別措置法に基づく給付金の支給につながる重要な情報です。貴医療機関におかれましては、当分の間、当該診療記録等を保管いただき、元患者の方からの問い合わせに適切に御対応いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

【参考】

- (1) 平成21年度の訪問調査の結果（平成22年5月20日公表）

<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000006gd7.html>

- (2) 特別措置法に基づく給付金について

<http://www.mhlw.go.jp/topics/2008/01/tp0118-1.html>

（調査票の送付先、不明な点のお問い合わせ先）

厚生労働省医薬食品局血液対策課

〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2

TEL：0120-509-002

9：30から18：00まで（土・日・祝日を除く。）

FAX：03-3507-9064